

生前贈与プラン

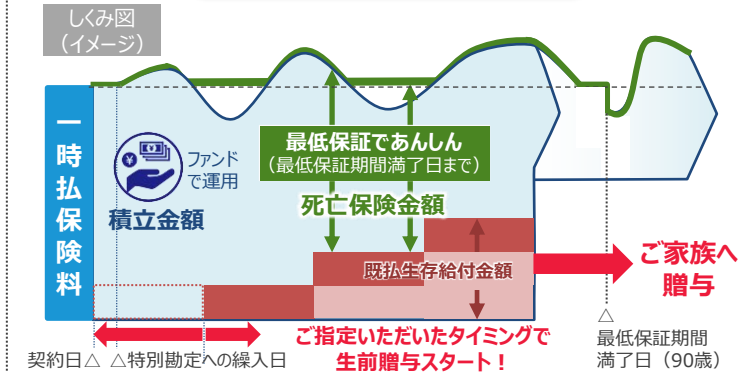
自分受取プラン

変額終身保険 (災害加算・I型)

## 1 お客さまのニーズにあわせてプランをお選びいただけます

ご家族のため

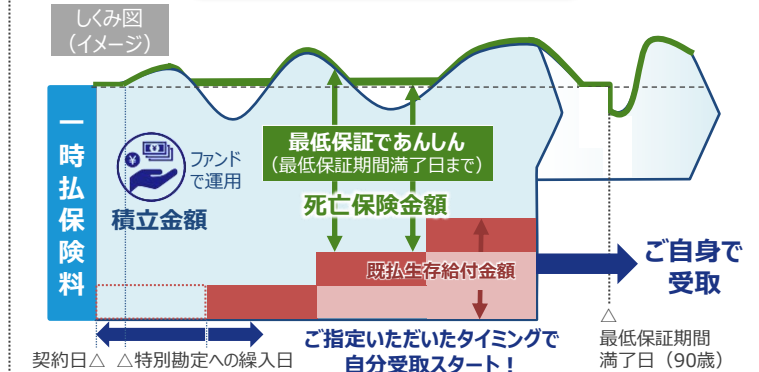
### 生前贈与プラン



※最低保証期間は、90歳の年単位の契約応当日の前日までとなります。

ご自身のため

### 自分受取プラン



※最低保証期間は、90歳の年単位の契約応当日の前日までとなります。

## 2 5本の特別勘定 (ファンド) から1本をお選びいただけます

バランス標準型

バランス積極型

国内株式型

世界株式型

米国株式型

## 3 介護・認知症にそなえた機能もお選びいただくことができます

介護認知症年金支払移行特約

介護コンシェル

指定代理請求特約

### 主な取扱規程

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	20~85歳
基本保険金額 (一時払保険料)	500万円以上、9億円以下 (1,000円単位)
生存給付金額	10万円以上、一時払保険料の20%以下 (10,000円単位)
付加できる主な特約	終身保険移行特約、死亡保険金最低保証特約、介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約 (I型)、新遺族年金支払特約、指定代理請求特約

### 商品の概要

主な保障内容 (主契約)	お支払事由		お支払金額			
	災害死亡保険金	被保険者が、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき 1. 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が死亡した日の死亡保険金額と、基本保険金額に災害加算割合 (10%) を乗じた金額の合計額	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>⚠️ 死亡保険金最低保証特約による最低保証期間中に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合を除き、災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません。</p> </div>		
死亡保険金	被保険者が、災害死亡保険金のお支払事由に該当せずに死亡したとき	被保険者が死亡した日の積立金額				
生存給付金	被保険者が生存給付金支払期間中の生存給付金支払日の前日末に生存しているとき	生存給付金額				
保険期間	終身	解約払戻金	あり	配当金	なし	

※ 被保険者が契約日から特別勘定への繰入日の前日までの間に死亡した場合の死亡保険金額は、基本保険金額と同額となります。また、すでに生存給付金が支払われていた場合は、基本保険金額から生存給付金額を差し引いた金額となります。

**⚠️ この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

特別勘定の運用実績等により、損失が生じる可能性があります。

**この保険のリスクについて**

- 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
- 死亡保険金最低保証特約による最低保証期間経過後に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

**諸費用について**

- 「ハイブリッド終身セレクト」に係る費用はつぎの合計となります。

	項目		費用				
			経過年数10年未満	経過年数10年以上			
保険期間中	保険関係費用	主要約 ご契約の維持等に必要 な費用	年率1.80%	年率0.90%			
		特約 死亡保険金を 最低保証するため に必要な費用	【基本保険金額に対して、保険関係費用(年率)／12を月単位の契約応当日の前日末に控除】 年率0.0230%～15.3015% (被保険者の年齢*1・性別により異なります。) 【基本保険金額と積立金額の差額に対して、死亡保険金を最低保証するために必要な費用 (年率)／365を乗じた金額を計算し、月単位の契約応当日の前日末に控除】 ※ 積立金額が基本保険金額を下回っている日のみ対象となります。				
	運用に 関する 費用	特別勘定の 運用に必要な 費用	各特別勘定ごとに下記のとおりとなります。【各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、 運用に関する費用(年率)／365を毎日控除】				
			特別勘定	運用に関する費用 <sup>*2</sup>			
	積立金 移転費	積立金を移転する 際に必要な費用	1保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①12回以下：無料 ②13回以上：13回目から1回につき1,000円【移転時に毎回控除】				
解約または 減額をした場合	解約または 減額をした場合に 必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には基本保険金額(減額については積立金額の減額部分に対応する基本 保険金額)に対して、経過年数に応じてつぎの解約控除率(下表)が効力となります。					
		経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
		経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
		解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
		解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
			※契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。				
年金支払移行特約 (I型)、 新遺族年金支払特約、介護認 知症年金支払移行特約により 年金をお受取りになる場合	年金の支払管理 等に必要な費用		年金額に対して1.0%の範囲内で定める率 <sup>*4</sup> (年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します) <sup>*5</sup>				

- \* 1 死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算に用いる被保険者の年齢は、年単位の契約応当日の年齢をその保険年度内適用します。
- \* 2 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。
- \* 3 投資対象とするマザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、品貸料に5.5% (税抜5.0%) 未満の率を乗じて得た額を信託報酬として、特別勘定の資産残高から控除します。品貸料はファンドの収益として計上され、一部を信託報酬として受け取るものです。
- \* 4 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。
- \* 5 つぎの年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。  
・確定年金の場合：年金支払期間の最終年の年金額 ・保証期間付終身年金の場合：保証期間の最終年の年金額  
・年金原資確保型終身年金の場合：年金原資保証期間の最終年の年金額 ・介護認知症年金の場合：死亡一時金保証期間の最終年の年金額

**代理店手数料について**

- 代理店手数料は、契約時のお客さまへの商品やリスクの説明等、ならびに契約期間中のアフターフォロー等の対価として、基本保険金額につきの率を乗じた金額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。
- 代理店手数料は、諸費用に追加して、お客さまに別途ご負担いただくものではありません。

初年度手数料	生存給付金支払回数+据置年数 <sup>*6</sup>	9回(年)以下	1.5%
		10回(年)以上	3.0%
継続手数料		0.1%	

\*6 据置年数は、契約日から初回の生存給付金支払日の前日までの年数となります。

●本資料は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」の補助資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ず全般的にご確認ください。

**【募集代理店】**

**株式会社みずほ銀行**

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

**0120-855-519**

受付時間：平日 9:00～17:00

※12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日とはご利用いただけません。

**【引受保険会社】**

**T&Dフィナンシャル生命保険株式会社**

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

お客さまサービスセンター

☎ 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

https://www.tdf-life.co.jp

316-26-A173 [登録番号 TDF-26-E-20 登録年月 26.04]

2026年4月版